

## H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 (案)に関するご意見募集結果について

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「本公園」という。）では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成31年12月から引き続き、本公園の運営維持管理業務について民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からのご意見を伺うため、平成30年12月5日（水）から平成30年12月19日（水）までご意見を募集いたしました。

お寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別添のとおりとりまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo\\_service\\_kaikaku/hourei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/hourei.html)

をご参照ください。

「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見・回答

| NO | 要項案における該当箇所                            | ご意見        |  | 回答  |
|----|--|------------|--|---|
|    |  |            |  |   |
| 1  | 民間競争入札実施要項(案)<br>別紙5<br>共通仕様書(案)       | P4<br>別紙28 | ※無料入園日<br>「児童福祉週間:5月5日【1日】※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料」を記載いただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>平成30年度の入園料金改定により子ども料金は無料となったが、これは試行であるため。   | 入園料を変更する場合は通知すること、無料入園日について各年度の日付は1ヶ月前までに通知することを明記しているため、原案どおりとします。   |
| 2  | 民間競争入札実施要項(案)                          | P12~15     | 1.3.1 包括的な質の設定<br>表4 包括的な質<br>【平成31年度(平成31年12月から平成32年3月まで)】<br>【平成32年度~平成34年度】<br>【平成35年度(平成35年4月から平成35年11月まで)】<br>情報受発信<br>「マスコミによる報道件数、及びそのうちテレビ・ラジオによる報道件数」を「マスコミによる報道件数、及びそのうちテレビによる報道件数」としていただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>ラジオ放送については、公園側への事前連絡無く放送されることも多く、その記録の把握が困難であるため。 | ご意見を踏まえ、情報受発信については「マスコミによる報道件数、及びそのうちテレビによる報道件数」として、実施要項(案)を修正します。  |
| 3  | 民間競争入札実施要項(案)                          | P13~14     | 1.3.1 包括的な質の設定<br>表4 包括的な質<br>【平成32年度~平成34年度】<br>【平成35年度(平成35年4月から平成35年11月まで)】<br>※9:「春は6月の花修景」と記載があるが、「開花状況により実施時期は調整する」としていただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>春の花修景はチューリップが対象と考えられ、雪解け状況や4月~5月の気温によっては見ごろ時期が5月下旬からとなる場合があるため。また、H29.30は5月にアンケートを実施しているため。                           | 春の調査はチューリップを対象としており、過年度の見頃である6月上旬を想定しています。<br>花の見頃を勘案し、5月に調査を実施する場合がありますので、「開花状況により実施時期を調整することがある。」旨を1.3.1に追記します。 |
| 4  | 民間競争入札実施要項(案)                          | P19        | 1.3.4 モニタリング方法<br>表5 モニタリング調査<br>【平成32年度から平成34年度】<br>【平成35年度(平成35年4月から平成35年11月まで)】<br>「公園特性を生かした植物管理」のアンケート調査の実施が6月となっているが、「開花状況により実施時期は調整する」としていただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>春の花修景はチューリップが対象と考えられ、雪解け状況や4月~5月の気温によっては見ごろ時期が5月下旬からとなる場合があるため。また、H29.30は5月にアンケートを実施しているため。       | 春の調査はチューリップを対象としており、過年度の見頃である6月上旬を想定しています。<br>花の見頃を勘案し、5月に調査を実施する場合がありますので、「開花状況により実施時期を調整することがある。」旨を1.3.4に追記します。 |
| 5  | 民間競争入札実施要項(案)                          | P31        | 3.3 表8 配置予定者の業務実績に関する要件<br>実施体制<br>開園期間中は①~④の業務責任者のうち1名以上が勤務する体制としていただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>繁忙期や大型イベントをはじめ、国事務所との会議など、業務責任者以上の勤務が必要となる機会が多く見込まれ、労務管理およびワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、勤務体制の確立が妥当といえないため。また、責任者を補佐する者を配置することにより、体制は維持できるため。  | 過去の実績を考慮し、業務責任者の実施体制を一部緩和しており、これまでの突発事象等対応の実績から、原案に記載した実施体制が必要であると考えておりますので、原案どおりとします。                            |
| 6  | 民間競争入札実施要項(案)                          | P34~35     | 4.1 入札の実施手続及びスケジュール(予定)<br>①落札予定者の決定通知:平成31年8月上旬<br>②公共サービス法に基づく確認<br>③落札者の決定通知:平成31年8月中旬<br>④契約延長の申請及び承諾:平成31年8月下旬<br>⑤業務計画書の提出・承諾:平成31年9月下旬<br>⑥契約締結:①から14日以内<br>とし、「手続きフロー(案)」も同様としていただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>実態に即したスケジュールとすべきであるため。                                     | 実施要項案に記載するスケジュールはあくまでおおまかな予定を記載しているものであり、公告後も実施要項等の内容に関する質疑応答期間を設けていることから、原案どおりとします。                              |
| 7  | 別紙5<br>共通仕様書(案)                        | 別紙34       | 第20条 委託費代金の支払い<br>2.<br><改善指示の例外について><br>第20条2の文中、「ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、」の後に「風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると北海道開発局札幌開発建設部が判断したものを除き、」を記載いただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>実施要項(案)P20の1.3.5「委託費の支払い方法」の内容と異なるため。   | 実施要項の記載と整合をとり、共通仕様書を修正します。  |
| 8  | 別紙6<br>個別仕様書<br>【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】 | 別紙59       | 第33条 広報に係る素材等<br>本公園のロゴ及びホームページアドレスを入れた広報媒体を作成する場合、「PARK IDENTITY MANUAL」等に従って使用し、作成後に調査職員に提出することとしていただきたい。<br>(意見に対する理由)<br>情報媒体は迅速に作成し、配付及び発信することで高い効果が得られ、マニュアルに従って使用すれば、事前の調査職員への提出は機を逃し兼ねず妥当でないため。  | 調査職員として広報媒体の印刷・公表前に確認が必要な事項と考えておりますので、原案どおりといたします。  |

「H31-35 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」に対する意見・回答

| NO | 要項案における該当箇所                                | ご意見         |  | 回答  |
|----|--|-------------|--|---|
|    |  |             | ご意見  |   |
| 9  | 別紙6<br>個別仕様書<br>【本業務全体のマネジメント及び<br>企画立案業務】 | 別紙59<br>～60 | 第34条 取材・視察等への対応<br>公園の整備など、本公園の運営維持管理業務に該当しない取材等については、調査職員に取り次ぐことと明記していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>事業者の対応範囲外であり、明記されていないため。  | 第1編第3条2.に記載のとおり、「本個別仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する」としているため、原案どおりとします。   |
| 10 | 別紙7<br>個別仕様書(案)<br>【施設・設備維持管理業務】           | 別紙77<br>～78 | 第22条 保守点検作業<br>3. 鋼板製オイルタンク<br>4. 自動給油装置<br>5. 送風機<br>6. 有圧扇・天井換気扇・換気扇<br>7. 熱交換換気扇<br>8. 除湿機<br>9. 制気口<br>点検月「12月」を「11月～12月」に変更していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>積雪前の実施が妥当であり、実態に即しているため。  | 実態を踏まえ、点検月を「11～12月」に変更します。  |
| 11 | 別紙7<br>個別仕様書(案)<br>【施設・設備維持管理業務】           | 別紙85        | 第44条 水道施設保守点検施設(第45条 水抜き対象施設)<br>シーズンオフ時の保守点検(水抜き作業)の点検月「12月」を「11月～12月」に変更していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>凍結前の実施が妥当であり、実態に即しているため。  | 実態を踏まえ、「シーズンオフ時(11～12月)」に変更します。   |
| 12 | 別紙7<br>個別仕様書(案)<br>【施設・設備維持管理業務】           | 別紙87        | 第50条 水景施設保守点検<br>シーズンオフ点検の点検月「12月」を「11月～12月」に変更していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>凍結や積雪前の実施が妥当であり、実態に即しているため。  | 実態を踏まえ、「シーズンオフ時(11～12月)」に変更します。   |
| 13 | 別紙7<br>個別仕様書(案)<br>【施設・設備維持管理業務】           | 別紙104       | 第91条 園内清掃<br>9.(表)<br>実施頻度について、6月は「通常期」ではなく「繁忙期」水準での施工に変更していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>過去の実績から6月は約5万人の利用者があり、繁忙期に該当するため。  | ご意見を踏まえ、6月については「繁忙期」として考えておりますので、修正します。   |
| 14 | 別紙7<br>個別仕様書(案)<br>【施設・設備維持管理業務】           | 別紙104       | 第91条 園内清掃<br>9.(表)<br>実施頻度について、4月は「閑散期」ではなく「通常期」水準での施工に変更していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>過去の実績から4月は開園日数に対し、利用者数が多く、通常期に該当するため。  | 実施頻度については、過去の実績を踏まえて策定しておりますが、当該月の天候やイベント等の開催状況等により実績どおりとならない事が想定されます。第4章第91条の9.に示したとおり「利用状況に応じ、調査職員の承諾を得ることにより、実施頻度を変更することができる」としてありますので、原案どおりとします。                      |
| 15 | 別紙7<br>個別仕様書(案)<br>【施設・設備維持管理業務】           | 別紙104       | 第91条 園内清掃<br>9.(表)<br>実施頻度について、通常期清掃は「1回/2日」ではなく、「土日祝日は1回/日、平日は2回/週」に変更していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>「1回/2日」の場合、曜日が考慮されず、利用状況を踏まえて実施する必要があるため。  | ご意見を踏まえ、利用状況を考慮して実施可能となるよう、通常期の実施頻度は15回/月に変更します。  |
| 16 | 別紙8<br>個別仕様書(案)<br>【植物管理業務】                | 別紙121       | 第32条 花壇植栽工<br>2.<br>大規模花畑の植え付けの際のデザインについては、調査職員への報告としていただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>デザインについて事前に調査職員の承諾を得なければならない場合、「公園特性を生かした植物管理」の達成すべき質において、その結果は事業者の責に帰することができない事由となるため。   | ご意見を踏まえ、調査職員への報告に変更します。   |
| 17 | 別紙9<br>収益施設等設置管理運営規定書                      | 別紙137       | 第11条 運営日時等<br>2.<br>天変地異、社会状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行う場合は、施設等運営者と協議することとしていただきたい。また、公園管理上の理由とは具体的にどのようなことが想定されるか明示していただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。また、公園管理上の理由が不明確であるため。 | 天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示します。よって協議して決める事項ではないと考えます。また、「公園管理上の理由」については、例えば収益施設周辺の大規模改修工事などによる場合が想定されるが、協議事項と考えられるため、「公園管理上の理由」については、削除します。 |
| 18 | 共通仕様書 別添2<br>国土交通省委託契約取扱要領                 | 別添2～4       | 委託契約書を実際の内容にしていいただきたい。<br><br>(意見に対する理由)<br>内容が異なるため。  | 現在委託契約書(案)を作成中のため、旧委託契約書を参考添付してあります。なお、公告時に契約書(案)として委託契約書(案)を交付する予定ですので、本別添資料からは削除します。  |